

# 第2回 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会

## 議案等関係資料

			頁
資料1	議案第14号の参考	合併協定項目6「議会議員の定数及び任期の取扱い」	1
資料2	議案第15号の参考	合併協定項目7「農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い」	5
資料3	議案第16号の参考	合併協定項目9「一般職の職員の身分の取扱い」	9
資料4	議案第17号の参考	合併協定項目10「特別職の職員の身分の取扱い」	10
資料5	議案第18号の参考	合併協定項目15「公共的団体等の取扱い」	17
資料6	議案第19号の参考	合併協定項目17「町・字名の取扱い」	20
資料7	議案第20号の参考	合併協定項目18「慣行の取扱い」	23
資料8	議案第21号の参考	合併協定項目20「地域審議会」	24

平成14年 6月

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会事務局

### 3市2町合併協議会の協議概要(議会議員の定数及び任期の取扱い)

3市2町合併協議会では、「議会議員の定数及び任期の取扱い」は小委員会への付託事項とし、小委員会での調査・審議結果をもとに慎重な協議を行い、大方の賛同をもって、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、「合併後2年間引き続き新市の議員として在任する」と決定したものである。

#### 小委員会

小委員会では、平成12年12月20日及び平成13年2月27日の計2回の会議を開催し、合併により3市2町の議会議員はすべてその身分を失うことになることから、合併後の一定期間は定数又は任期に関する特例措置を適用するかなどについて調査・審議した結果、在任特例を適用することと決定し、合併協議会に報告した。

#### (主な意見)

- ・合併時の混乱を避け、新市の円滑な市政運営のため、在任特例を適用すべきである。
- ・3市2町の課題や新市移行後に調整する事業も多くあり、現行の議員が責任を持って新市の基礎づくりをすべきである。

#### 合併協議会

##### 会議の要旨

##### 第14回合併協議会

合併協議会では、小委員会からの報告をもとに、協議・調整が行われ、次のとおり決定された。「3市2町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。」

#### (主な意見)

- ・新市の基礎づくりに2年間最大限努力をして欲しい。
- ・1会計年度を超える期間として、2年間がよいと思う。
- ・合併時の混乱を避け、新市の円滑な市政運営を図るためには、2年間は必要と思う。

## 1. 議会議員の定数及び任期等

区 分		徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	計
議会議員の定数 (平成14年4月1日現在)	法定定数	36人	30人	26人	16人	108人
	条例定数	28人	22人	18人	14人	82人
	現 員	27人	22人	18人	14人	81人
議会議員の任期		自:平成11年 5月 1日 至:平成15年 4月30日	自:平成13年10月15日 至:平成17年10月14日	自:平成13年 4月 1日 至:平成17年 3月31日	自:平成11年 4月30日 至:平成15年 4月29日	

## 2. 人口動態

区 分	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	計
平成12年国勢調査	104,672人	32,153	16,038	4,520	157,383
平成 7年国勢調査	108,671人	32,338	15,646	4,907	161,562
増 減	3,999人	185	392	387	4,179

## 3. 新市の議会議員の定数及び任期の選択肢

区 分	選 出 方 法	定 数	任 期	根 拠 法 令
原 則	設置の日から50日以内 算定された定数に基づき選挙を行う。	【現行】 定数は条例で特にこれを減少することができる。(40人) 【平成15年1月1日以降】 定数は条例で定める。 34人を超えない範囲内で定めなければならない。	4年	公職選挙法 第33条第3項 地方自治法 第91条第1項、 第93条第1項 第254条
定数特例	設置の日から50日以内 算定された定数に基づき選挙を行う。	合併関係市町の協議により定数の2倍に相当する数を超えない範囲で議員の定数を増加することができる。 (注1)	合併後最初に行なわれる選挙により選出された議会の議員の任期に相当する期間(通常4年)	公職選挙法 第33条第3項 地方自治法 第91条第1項 第254条 合併特例法 第6条
在任特例	選挙を行わない 引き続き議員として在任することができる。	引き続き在任する議員の数をもって議会の議員の定数とする。 (注2)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間。	地方自治法 第91条第1項 合併特例法 第7条

合併特例法：市町村の合併の特例に関する法律

注1： 特例による定数は、解散，総辞職等によって議員がすべていなくなったときは、地方自治法第91条の定数に復帰する。

注2： 議員に欠員が生じたとき、または議員がすべていなくなったときは、これに応じてその定数は地方自治法第91条の規定にいたるまで減少する。

## 「議会議員の定数及び任期の取扱い」に関する主な法令等

区分	原 則	特 例
定 数	<p>市町村議会の議員の定数 (地方自治法)</p> <p>第91条 市町村の議会の議員の定数は、左の通りとし、人口30万以上50万未満の市にあっては人口10万、人口50万以上の市にあっては人口20万を加えるごとに各々議員4人を増し、100人を以て定限とする。</p> <p>(1)～(6)《略》 (7)人口15万以上20万未満の市 40人 (8)(9)《略》</p> <p>2 前項の議員の定数は、条例で特にこれを減少することができる。</p> <p>3～5《略》</p> <p>平15.1.1から次のように改正される。</p> <p>第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。</p> <p>2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <p>(1)～(6)《略》 (7)人口10万以上20万未満の市 34人 (8)～(11)《略》</p> <p>3～6《略》</p> <p>7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。</p> <p>8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。</p> <p>9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。</p> <p>10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。</p> <p>参考 人口 (地方自治法) 第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。 (地方自治法施行令) 第177条 地方自治法第254条の公示の人口の調査期日以後において、市町村の廃置分合若しくは境界変更があった場合、従来地方公共団体の区域に属しなかった地域を市町村の区域に編入した場合又は市町村の境界が確定した場合には、当該区域に現住者がいない場合を除く外、関係市町村の人口は、左の区分により都道府県知事の告示した人口による。</p> <p>(1) 数市町村の全部の区域を以て一市町村を設置した場合又は一市町村若しくは数市町村の全部の区域を他の市町村の区域に編入した場合には、関係市町村の官報で公示された最近の国勢調査若しくはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口を集計したもの</p> <p>(2)～(4)《略》 2《略》</p>	<p>議会の議員の定数に関する特例 (合併特例法)</p> <p>第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第1項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する定数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。</p> <p>2～7《略》</p> <p>8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。</p> <p>平15.1.1から次のように改正される。</p> <p>第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。</p> <p>参考 議会の議員の任期、任期の起算 (地方自治法) 第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。</p> <p>2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第258条及び第260条の定めるところによる。 (公職選挙法) 第258条 地方公共団体の議会の議員の任期は、一般選挙の日から起算する。但し、《略》</p> <p>設置選挙 (公職選挙法) 第33条《略》 2《略》 3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。 4～5《略》 第117条 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員及び長についてそれぞれ選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。</p>

区 分	原 則	特 例
(定数)	<p>設置選挙 (公職選挙法) 第33条《略》 2《略》 3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。 4～5《略》</p> <p>市町村の廃置分合及び境界変更 (地方自治法) 第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。 2《略》 3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。 4～5《略》 6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。 7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p>	
任 期	<p>議会の議員の任期 (地方自治法) 第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。 2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第258条及び第260条の定めるところによる。</p> <p>議会の議員の任期の起算 (公職選挙法) 第258条 地方公共団体の議会の議員の任期は、一般選挙の日から起算する。但し、《略》</p> <p>参考 設置選挙 (公職選挙法) 第33条《略》 2《略》 3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項(市町村の設置の告示)の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。 4～5《略》</p>	<p>議会の議員の在任に関する特例 (合併特例法) 第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。以下《略》 (1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間 (2)《略》 2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。 3《略》 4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。</p>

3 市 2 町合併協議会の協議概要 ( 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い )

3 市 2 町合併協議会では、「農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い」は小委員会への付託事項とし、小委員会での調査・審議結果をもとに慎重な協議を行い、大方の賛同をもって、農業委員会等に関する法律第 3 4 条第 1 項の規定を適用し、「平成 17 年 7 月 19 日まで新市に従前の区域ごとに農業委員会を置き、その後 1 つに統合する。また、統合した場合は、選挙区を設ける」と決定したものである。

小委員会

小委員会では、平成 12 年 12 月 20 日、平成 13 年 2 月 27 日及び平成 13 年 4 月 11 日の計 3 回の会議を開催し、合併により 3 市 2 町の農業委員会委員はすべてその身分を失うことから、農業委員会の設置または任期等に関する特例措置を適用するかなどについて調査・審議が行われた

小委員会での調査・審議にあたっては、3 市 2 町の各農業委員会の意見や全国の類似都市状況などを参考とした。

その結果、「新市の農業委員会としては 1 つが適当であるが、合併による激変緩和措置として一定期間従前の区域ごとに委員会を置き、その後 1 つに統合し選挙区を設ける」と決定し協議会に報告した。

( 主な意見 )

- ・ 3 市 2 町では、都市部と農村部、沿岸部と山間部など、産業構造や農業を取り巻く環境が違い、地域ごとの特性もあり、農業施策や農業委員会の運営にも違いがあると思われるので、各地域の実情を把握する上でも合併時は従前のままで、一定期間後 1 つに統合する方法がよいと思う。
- ・ 類似団体の状況からも、新市では 1 つの農業委員会でよいと思うが、合併による激減緩和措置としては、従前のままで、一定期間後 1 つに統合する方法が適当ではないかと思う。
- ・ 農業を取り巻く現状から見ても、1 年間の在任特例が適当と思う。
- ・ 一定期間については、選挙による農業委員の任期満了時が考えられる。
- ・ 選挙区については、新市において調整し、定めればよいのではないか。

合併協議会

会議の要旨

第 14 回合併協議会

合併協議会では、小委員会からの報告をもとに、協議・調整が行われ、次のとおり決定された。「3 市 2 町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 3 4 条第 1 項の規定を適用し、平成 17 年 7 月 19 日まで新市の農業委員会として存続する。その後、1 つに統合し選挙区を設けることとするが、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において調整する。」

## 1. 2市2町の農業委員会委員の定数及び任期等の現状

区 分		徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	計
選 挙	条 例 定 数	20人	15人	16人	10人	61人
	現 員	20人	14人	16人	10人	60人
選 任	法第12条1号	2人	1人	2人	2人	7人
	法第12条2号	3人	2人	1人	3人	9人
任 期		平成11年7月20日～平成14年7月19日				
市町の面積 (ha)		33,983	6,421	7,050	18,146	65,600
経営耕地面積 (ha)		1,110.79	255.63	583.45	409.67	2,359.54
農家数 (戸)		2,594	681	1,048	634	4,957
有権者数 (人)		5,885	1,484	2,189	1,298	10,856

面積：平成12年3月31日現在、経営耕地面積、農家数：平成12年農業センサス、有権者数：平成12年3月31日確定数

## 2. 新市の農業委員会委員の定数及び任期等の選択肢

区 分		選任方法等	定数	任期	根拠法令	
1	新市に1つの委員会を置く場合	原則の1	新たに選挙する。 (合併の日から50日以内)	条例で定める数	3年	農委法第3条第1項、第7条第1項、第15条第1項 農委法令第2条の2
		特例の1	右記の定数を越えるときは、合併関係市町村の選挙による委員で互選する。	協議により80を超えず10を下らない数 (注-1)	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農委法第3条第1項 合併特例法第8条第1・2項
2	(1) 新市に従前の市町村の区域ごとに委員会を置く場合	特例の2	従前の市町村の委員会は、それぞれ新市の委員会となって存続し、委員もそのまま在任する。	従来定数	従来任期	農委法第34条第1項
	(2) 新市に従前の区域と異なった区域により2以上の委員会を置く場合	原則の2	各委員会ごとに新たに選挙する。	条例で定める数	3年	農委法第3条第2項、第7条第1項、第15条第1項 農委法令第1条の3、第2条の2
		特例の3	右記の定数を越えるときは、各委員会ごとに合併関係市町村の選挙による委員で互選する。	協議により80を超えず10を下らない数 (注-1)	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農委法第3条第2項 農委法令第1条の3 合併特例法第8条第3項

(注-1) 欠員を生じ、又は委員がすべていなくなったときは、これに応じて、その定数は農業委員会等に関する法律第7条の定数にいたるまで減少する。

法令名 農委法(農業委員会等に関する法律) 農委法令(農業委員会等に関する法律施行令) 合併特例法(市町村の合併の特例に関する法律)

「農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い」に関する主な法令等

区分	原則	特例											
定数及び任期	<p>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）</p> <p>（選挙による委員）</p> <p>第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。</p> <p>2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。</p> <p>（選挙の単位）</p> <p>第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。</p> <p>2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。</p> <p>3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。</p> <p>4 《略》</p> <p>（公職選挙法の準用）</p> <p>第11条 《略》</p> <p>（選任による委員）</p> <p>第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。</p> <p>(1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員）各1人</p> <p>(2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内</p> <p>（委員の任期）</p> <p>第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。《以下略》</p> <p>2・3 《略》</p> <p>4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。</p> <p>5 《略》</p> <p>農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）</p> <p>（選挙による委員の定数の基準）</p> <p>第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="359 1409 1525 1755"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定数の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール（北海道にあっては、30アール）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が1,100以下の農業委員会</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会</td> <td>30人以下</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会</td> <td>40人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>（選挙区の基準）</p> <p>第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。</p>	区分	定数の基準	1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール（北海道にあっては、30アール）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が1,100以下の農業委員会	20人以下	2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下	3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下	<p>市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）（昭和40年法律第6号）</p> <p>（農業委員会の委員の任期等に関する特例）</p> <p>第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、《中略》の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。</p> <p>(1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間</p> <p>(2) 《略》</p> <p>2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。</p> <p>3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合《中略》においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。《以下略》</p> <p>4 第6条8項の規定は、第1項の協議について準用する。</p>
区分	定数の基準												
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール（北海道にあっては、30アール）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が1,100以下の農業委員会	20人以下											
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下											
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下											



<p>農業委員会の数</p>	<p>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）</p> <p>（設置）</p> <p>第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。</p> <p>2～6《略》</p>	<p>農業委員会等に関する法律（農委法）（昭和26年法律第88号）</p> <p>（設置）</p> <p>第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。</p> <p>2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。</p> <p>3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。</p> <p>4～6《略》</p> <p>（境界の変更の場合の特例）</p> <p>第34条 市町村の配置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。</p> <p>2《略》</p> <p>農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）</p> <p>（2以上の農業委員会を置くことができる市町村）</p> <p>第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が24,000ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村とする。</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）（昭和40年法律第6号）《再掲》</p> <p>（農業委員会の委員の任期等に関する特例）</p> <p>第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、《中略》の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。</p> <p>(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間</p> <p>(2) 《略》</p> <p>2 《略》</p> <p>3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合《中略》においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。《以下略》</p> <p>4 《略》</p>
----------------	---	---

一般職の職員の身分の取扱いに関する主な法令等

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第3条（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

- 第1項 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。  
第2項 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

第27条（分限及び懲戒の基準）

- 第1項 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。  
第2項 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条令で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

第28条（降任、免職、休職等）

- 第1項 職員が、次の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。
- 1 勤務実績が良くない場合
  - 2 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
  - 3 前2号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
  - 4 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

第9条（職員の身分取扱い）

- 第1項 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。  
第2項 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

### 3市2町合併協議会の協議概要(特別職の職員の身分の取扱い)

3市2町合併協議会では、「特別職の職員の身分の取扱い」は小委員会への付託事項とし、小委員会での調査・審議結果をもとに慎重な協議を行い、大方の賛同をもって、「3市2町の市長・町長は合併後2年以内の間引き続き新市の特別職として在職する。3市2町の行政委員会委員等については、法令の定めるところとし、定めのない場合は新市において新たに選任する」と決定したものである。

#### 小委員会

小委員会では、平成12年12月25日及び平成13年5月8日の計2回の会議を開催し、合併により3市2町の特別職の職員はすべてその身分を失うこととなることから、3市2町の市長・町長、助役などの常勤の特別職等と教育委員会、選挙管理委員会などの行政委員会委員等の身分の取扱いについて、調査・審議した結果、「3市2町の市長、町長は合併後2年以内の間引き続き新市の特別職として在職する」と決定し、合併協議会に報告した。

#### (主な意見)

- ・3市2町の市長・町長は、暫定的に新市政に参画し、速やかな新市の一体化や地域特性を活かした新しいまちづくりをすべきである。
- ・3市2町の市長・町長は、合併に伴う地域住民の不安の払拭や新市政の円滑な遂行のための引継ぎ期間として、一定期間新市に在職した方が良い。
- ・24人全員、旧市町から新市への引継ぎのため、2年間程度新市に在職したらどうか。
- ・職務は、新市長の相談役とか旧市町の問題点などの意見具申といった内容で、顧問、参与といった形が良いと思う。
- ・期間については、残任期間ではなく一定期間とし、2年程度が適当ではないかと思う。

#### 合併協議会

##### 会議の要旨

##### 第14回合併協議会

合併協議会では、小委員会からの報告をもとに、協議・調整が行われ、次のとおり決定された。

1. 3市2町の常勤の特別職等の職員の身分の取扱いについて、市長・町長であった者は、合併後2年以内の間引き続き新市の特別職の職員とする。
2. 3市2町の行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法令の規定によるものとし、規定のない場合は、新市において新たに選任する。」

#### (主な意見)

- ・旧市・町長が新市政に関与することで、合併に伴う地域の住民の不安の払拭や地域課題の引継ぎなど、円滑な新市の運営ができると思う。

## 1. 常勤の特別職等の現状

	徳山市		新南陽市		熊毛町		鹿野町		現員数計	根拠法令
	現員数	任期	現員数	任期	現員数	任期	現員数	任期		
市・町長	1人	自：H11. 4.26 至：H15. 4.25	1人	自：H11.12.28 至：H15.12.27	1人	自：H12.11. 3 至：H16.11. 2	1人	自：H12. 9.21 至：H16. 9.20	4人	自治法第139条 自治法令第1条の2
助 役	1人	自：H12. 7.10 至：H16. 7. 9	1人	自：H12. 1.14 至：H16. 1.13	1人	自：H13. 1. 1 至：H16.12.31	1人	自：H12.10. 1 至：H16. 9.30	4人	自治法第161条
収 入 役	1人	自：H12. 4. 1 至：H16. 3.31	1人	自：H12. 1.14 至：H16. 1.13	1人	自：H13. 1. 1 至：H16.12.31	1人	自：H13. 1. 1 至：H16.12.31	4人	自治法第168条
教 育 長	1人	自：H12.10.30 至：H16.10.29	1人	自：H13.11.11 至：H17.11.10	1人	自：H13. 1. 9 至：H17. 1. 8	1人	自：H13.10. 1 至：H17. 9.30	4人	地教法第16条 地教法令第19条
水道事業管理者	1人	自：H12.10.30 至：H16.10.29	1人	自：H12. 4. 1 至：H16. 3.31					2人	地公企法第7条の2
常勤の監査委員	1人	自：H12. 4. 1 至：H16. 3.31							1人	自治法第195条
現員数の計	6人		5人		4人		4人		19人	

## 2. 2市2町の各種委員会委員及び監査委員(地方自治法第180条の5)

	徳山市		新南陽市		熊毛町		鹿野町		現員数計	根拠法令
	委員数	任期	委員数	任期	委員数	任期	委員数	任期		
教育委員会	委員長 1人 委員 4人 (教育長) (1人)	4年	委員長 1人 委員 4人 (教育長) (1人)	4年	委員長 1人 委員 4人 (教育長) (1人)	4年	委員長 1人 委員 4人 (教育長) (1人)	4年	20人 (教育長4人)	地教法第2条 地教法令第18条
選挙管理委員会	委員長 1人 委員 3人	4年	委員長 1人 委員 3人	4年	委員長 1人 委員 3人	4年	委員長 1人 委員 3人	4年	16人	自治法第181条 自治令第4条
公平委員会	委員長 1人 委員 2人	4年	地方公務員法第7条第4項の規定により、山口県市町村公平委員会に加入						3人	地公法第7条
監査委員	識見委員 1人 (常勤) (1人) 議員選出 1人	4年 議員の任期	識見委員 1人 議員選出 1人	4年 議員の任期	識見委員 1人 議員選出 1人	4年 議員の任期	識見委員 1人 議員選出 1人	4年 議員の任期	識見委員4人 (常勤1人) 議員選出4人	自治法第195条
固定資産評価審査委員会	委員 9人	3年	委員 3人	3年	委員 3人	3年	委員 3人	3年	18人	地税法第423条

表内の( )は内書き

【法令名】 自治法(地方自治法)、自治法令(地方自治法施行令)、地教法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)、地教法令(地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令)  
地公企法(地方公営企業法)、地税法(地方税法)

## 『特別職の職員の身分の取扱い』に関する主な法令等

## 地方公務員法

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

1 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

1の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

1の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

2 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

3 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

4 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

5 非常勤の消防団員及び水防団員の職

## 地方自治法

(委員会及び委員の設置)

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

1 教育委員会

2 選挙管理委員会

3 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

4 監査委員

2 《略》

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

1 農業委員会

2 固定資産評価審査委員会

4～8 《略》

## 【市町村長】

地方自治法

(市町村長)

第139条 《略》

2 市町村に市町村長を置く。

(長の任期)

第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。

2 《略》

## 公職選挙法

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条 1・2項《略》

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項(市町村の設置の告示)の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

4・5項 《略》

## 地方自治法施行令

(長の職務を暫定的に行う者)

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

2 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあつては総務大臣、市町村の設置にあつては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職を行うべき者を定めなければならない。

3 第1項の場合において関係地方公共団体が1であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。

## 【助役】

地方自治法

(助役の設置)

第161条 《略》

2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

(助役の選任)

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

(助役の任期)

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

## 【収入役】

### 地方自治法

(収入役・副収入役)

第168条 《略》

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

6 《略》

7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

8・9 《略》

## 【水道事業管理者】

### 地方公営企業法

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

1 水道事業(簡易水道事業を除く。)

2 工業用水道事業

3 軌道事業

4 自動車運送事業

5 鉄道事業

6 電気事業

7 ガス事業

2・3項 《略》

(管理者の設置)

第7条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第2条第1項の事業ごとに管理者を置く。《以下略》

(管理者の選任及び身分取扱い)

第7条の2 管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命する。

2・3 《略》

4 管理者の任期は、4年とする。

5 管理者は、再任されることができる。

6 管理者は、常勤とする。

7~11 《略》

## 【教育長、教育委員会】

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(設置)

第2条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

(組織)

第3条 教育委員会は、5人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものの教育委員会にあっては6人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの(次条第3項及び第7条第2項から第4項までにおいて単に「町村」という。)の教育委員会にあっては3人の委員をもつて組織することができる。

(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2・3 《略》

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(教育長)

第16条 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者のうちから、教育委員会が任命する。

3 教育長は、委員として任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第27条、第28条及び第29条の規定の適用を妨げない。

4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。

(教育長及び事務局職員の身分取扱)

第22条 教育長及び第19条第1項及び第2項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱いに関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定があるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令

(最初の委員の選任等)

第18条 市町村の設置があった場合においては、法第4条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第1条の2の規定による市町村の長の職務を行う者(以下「市町村長職務執行者」という。)が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であった者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったものうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。

2 前項の規定により選任された委員は、法第5条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行われる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任するものとする。

3 新たに設置された市町村において、第1項の規定により教育委員会の委員が選任された後最初の招集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、市町村職務執行者が招集する。

(最初の教育長の互選)

第19条 市町村の設置があった場合においては、法第16条第2項の規定にかかわらず、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第1項の規定により選任された委員の互選により当該委員(法第12条第1項の規定により委員長に選任された委員を除く。)のうちから定めた者を教育長とするものとする。

(最初に任命される委員の任期)

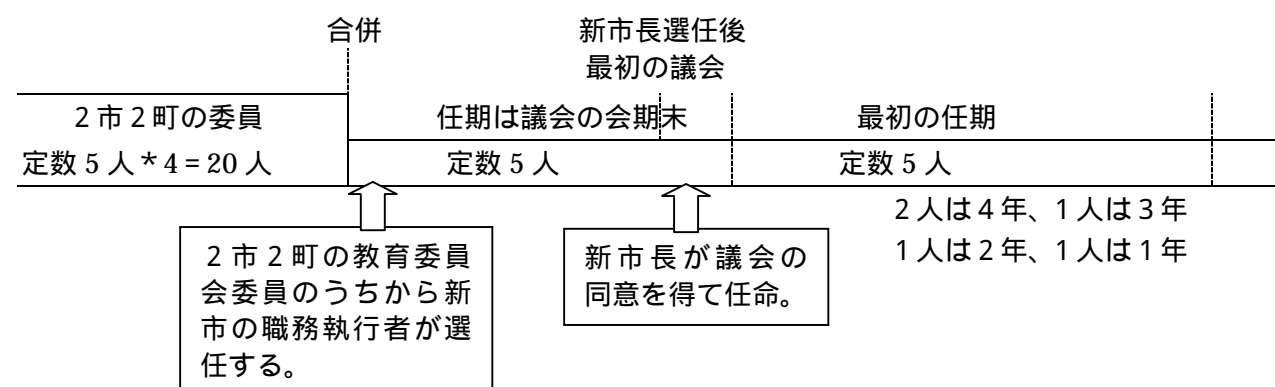
第20条 市町村の設置後最初に法第4条の規定により任命される教育委員会の委員の任期は、法第5条の規定にかかわらず、その定数が5人の場合にあっては、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年とし、その定数が3人の場合にあっては、1人は4年、1人は3年、1人は2年とする。この場合において、各委員の任期は、当該市町村の長が定める。

### 教育公務員特例法

(教育長の給与等)

第17条 教育長については、地方公務員法第22条から第25条まで(条件附任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件)の規定は、適用しない。

2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。



### 【選挙管理委員会】

#### 地方自治法

(選挙管理委員会の設置及び組織)

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以ってこれを組織する。

(選挙管理委員及び補充員の選挙)

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者の中から委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、また、同様とする。

3~8 《略》

(選挙管理委員の任期)

第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

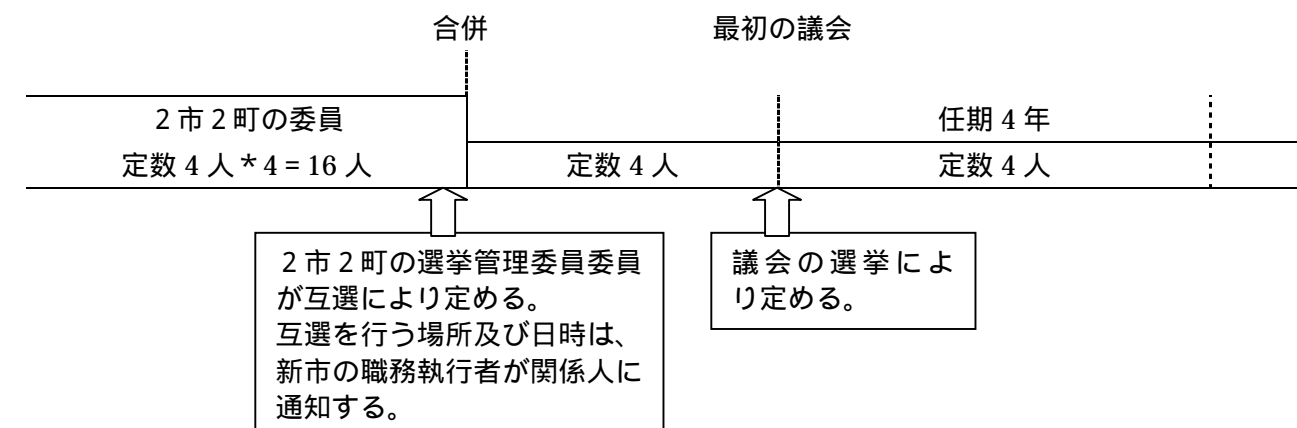
2~4 《略》

#### 地方自治法施行令

(暫定的選挙管理委員)

第4条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の互選により定めた者をもつてこれに充てるものとする。ただし、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の数が新たに設置された普通地方公共団体の選挙管理委員の定数を超えないときは、その者をもつてこれに充て、なお不足があるとき、又は従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者若しくは選挙管理委員であった者がいないときは、第1条の2の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、従来その地域に属していた地方公共団体の選挙管理委員の補充員たる者又は補充員であった者(これらの者がいないときは、当該普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者)のうちから選任した者をもつてこれに充てるものとする。

2 前項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、第1条の2の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、あらかじめ関係人にこれを通知しなければならない。



## 【人事委員会・公平委員会】

### 地方自治法

(その他委員会の職務権限等)

第202条の2 人事委員会は、別に法律の定めるところにより、人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

2 公平委員会は、別に法律の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

3～5 《略》

### 地方公務員法

(人事委員会又は公平委員会の設置)

第7条 都道府県及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。

2 前項の指定都市以外の市で人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。)15万以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。

3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3～9 《略》

10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11～13 《略》

## 【監査委員】

### 地方自治法

(監査委員の設置及び定数)

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市にあっては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあっては2人とする。

(選任及び兼職の禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下本款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

2・3 《略》

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。

5 《略》

(任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

### 地方自治法施行令

(監査委員の定数4人の市)

第140条の2 地方自治法第195条第2項に規定する政令で定める市は、人口25万以上の市とする。



## 【固定資産評価審査委員会】

### 地方税法

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産税課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

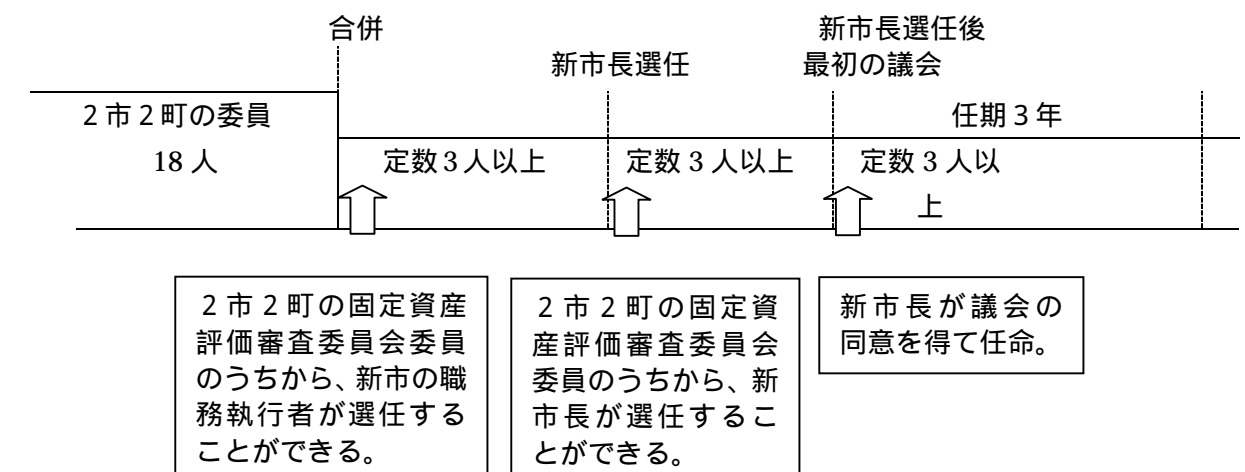
4・5 《略》

6 固定資産評価委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 《略》

8 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域に属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

9 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。



## 公共的団体等総括表

分類	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町
消防関係	徳山市消防クラブ委員会			
環境衛生関係	徳山市環境衛生連合会	新南陽市環境衛生自治会連合会	熊毛町環境衛生推進協議会	鹿野町環境衛生推進協議会
社会教育関係	徳山市連合婦人会	新南陽市連合婦人会	熊毛町連合女性会	鹿野町婦人会
	徳山市連合青年団	新南陽市連合青年団		鹿野町青年団
	徳山市子ども会育成連絡協議会	新南陽市子ども会育成連絡協議会	熊毛町子ども会育成連絡協議会	鹿野町子ども会育成連絡協議会
	徳山市小学校PTA連合会	新南陽市小中学校PTA連合会	熊毛町小中学校PTA連合会	都濃郡小中学校PTA連合会
	徳山市中学校PTA連合会			
	徳山市文化協会	新南陽市文化協会	熊毛町文化協会	鹿野町文化協会
社会体育関係	(財)徳山市体育協会	(財)新南陽市体育協会	熊毛町体育協会	鹿野町体育協会
	徳山市スポーツ少年団	新南陽市スポーツ少年団	熊毛町スポーツ少年団	鹿野町スポーツ少年団
	徳山市体育振興会(22地区)	地区体育振興会(4地区)	スポーツ振興会(5地区)	
福祉関係	徳山人権擁護委員協議会	徳山人権擁護委員協議会	徳山人権擁護委員協議会	徳山人権擁護委員協議会
	徳山地区保護司会	新南陽鹿野地区保護司会	下松地区保護司会	新南陽鹿野地区保護司会
	徳山市更生保護婦人会	新南陽市更生保護婦人会	熊毛町更生保護婦人会	鹿野町更生保護婦人会
	徳山市民生委員児童委員協議会	新南陽市民生委員児童委員協議会	熊毛町民生委員児童委員協議会	鹿野町民生委員児童委員協議会
	徳山市連合遺族会	新南陽市連合遺族会	熊毛町連合遺族会	鹿野町遺族会
	徳山市傷痍軍人会	新南陽市傷痍軍人会	熊毛町傷痍軍人会	
	徳山市被爆者の会	新南陽市被爆者の会	熊毛町被爆者の会	鹿野町被爆者の会
	徳山市社会福祉協議会	新南陽市社会福祉協議会	熊毛町社会福祉協議会	鹿野町社会福祉協議会
	徳山市老人クラブ連合会	新南陽市老人クラブ連合会	熊毛町老人クラブ連合会	鹿野町老人クラブ連合会
	徳山市身体障害者団体連合会	新南陽市身体障害者福祉更正会		鹿野町身体障害者団体連合会
	徳山市母親クラブ連合会		熊毛町母親クラブ連合会	
	徳山市母子寡婦福祉連合会	新南陽市母子寡婦福祉連合会		鹿野町母子寡婦福祉会
保健医療関係	徳山市食生活改善推進連絡協議会	新南陽市食生活改善推進連絡協議会	熊毛町食生活改善推進連絡協議会	鹿野町食生活改善推進連絡協議会
	徳山市母子保健推進協議会	新南陽市母子保健推進協議会	熊毛町母子保健推進協議会	鹿野町母子保健推進協議会
	徳山医師会	徳山医師会		徳山医師会
	徳山歯科医師会	徳山歯科医師会	熊毛郡歯科医師会	徳山歯科医師会
	徳山地区精神保健家族会	徳山地区精神保健家族会	徳山地区精神保健家族会	徳山地区精神保健家族会
商工観光関係	徳山商工会議所	新南陽商工会議所	熊毛町商工会	鹿野町商工会
	都濃商工会			
	徳山市観光協会	新南陽市観光協会	熊毛町観光協会	鹿野町観光協会

分 類	徳 山 市	新 南 陽 市	熊 毛 町	鹿 野 町
労 働 関 係	徳山市シルバー人材センター	新南陽市シルバー人材センター	光広域シルバー人材センター	
農 林 水 産 関 係	徳山市久米土地改良区 徳山市湯野土地改良区 徳山市向道土地改良区 徳山市長穂土地改良区 峰市土地改良区 徳山市中野土地改良区 徳山市佐畑土地改良区		熊毛町八代南土地改良区 熊毛町三丘土地改良区 熊毛町下郷土地改良区	都濃郡鹿野町土地改良区
	徳山市漁業協同組合 櫛ヶ浜漁業協同組合 戸田漁業協同組合 三須漁業協同組合	新南陽市漁業協同組合	島田川内水面漁業協同組合	錦川上流漁業協同組合 佐波川漁業協同組合
住 民 活 動 関 係	徳山市自治会連合会	新南陽市自治会連合会		
	徳山市コミュニティ推進連絡協議会	新南陽市地区コミュニティセンター連絡協議会		
			熊毛町ふるさとづくり推進会議	鹿野町ふるさとづくり推進協議会
交 通 ・ 防 犯 関 係	徳山市交通安全協会 新南陽交通安全協会	新南陽交通安全協会	光交通安全協会	徳山交通安全協会 徳山交通安全協会鹿野支部
	徳山地区交通事故等相談所 新南陽交通事故等相談所	新南陽交通事故等相談所		徳山地区交通事故等相談所
	徳山市交通安全対策推進協議会	新南陽市安全会議	熊毛町交通安全会議	鹿野町安全会議
	徳山市防犯協議会 新南陽地区防犯対策協議会	新南陽地区防犯対策協議会	光地区防犯団体連合会	

## 地方自治法

### 第 157 条（公共的団体等の監督）

第 1 項 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

第 2 項 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

### 〔解説〕

「公協的団体等」とは、森林組合、漁業協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、民生委員協議会等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、文化協会、体育会等の文化事業団体など公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。

「総合調整を図るため、これを指揮監督する」とは、これら公共的団体相互間の総合調整を図るためばかりでなく、これら公共的団体の産業、経済、文化、社会の各般にわたる事業活動をして当該普通地方公共団体の行政との間に適切な調和と協力を保たしめるためにも公共的団体を指揮監督することができるものと解される。

## 市町村の合併の特例に関する法律

### 第 16 条（国、都道府県等の協力等）

第 8 項 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

### 〔解説〕

合併市町村において、いつまでも合併関係市町村単位で各種の公共的団体が存続することは、合併市町村の一体性の確立の面からも好ましくないので、本規定が設けられている。

大項目	都市計画	中項目	町名・住居表示の状況	小項目	
事業名	町・字名の取扱いについて				
専門部会名	住民部会	分科会名		コード	

同一大字名・町名

徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町
港町	港町		
千代田町	千代田町		

熊毛町と鹿野町については、調整を必要とする大字名町名の該当がない。  
従って2町については、現行どおりとする。

類似大字名・町名

徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町
新地(新地1丁目～新地3丁目)	新地町		

2市2町において同一の通称町名(小字名等)

区分	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町
1	院内		院内	
2	下市		下市	下市
3	上市		上市	上市
4	上野			上野
5			新町	新町
6	新畑		新畑	
7	大河内		大河内	
8	大原	大原		
9	中村	中村	中村	
10	中町			中町
11	田原			田原
12	別所		別所	
13	本町		本町	本町
14	和田	和田	和田	

で囲んだ数字については、同市内(町内)で存在する通称町名(小字名)の数を示す。

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	都市計画	中項目	町名・住居表示の状況	小項目									
事業名	町・字名の取扱いについて		協議事項										
専門部会名	住民部会		コード										
問題点		対応策		調整案									
<p>. 大字名・町名について同一又は類似する名称がある。</p> <p>【同一名称】</p> <table border="0"> <tr> <td>港町</td> <td>徳山市・新南陽市</td> </tr> <tr> <td>千代田町</td> <td>徳山市・新南陽市</td> </tr> </table> <p>【類似名称】</p> <table border="0"> <tr> <td>新地1丁目~3丁目</td> <td>(徳山市)</td> </tr> <tr> <td>新地町</td> <td>新南陽市</td> </tr> </table> <p>. 通称町名(小字名など)について同一の名称がある。</p> <p>徳山市大字久米字院内</p> <p>熊毛町大字大河内字院内など合計14名称(43地域)</p>		港町	徳山市・新南陽市	千代田町	徳山市・新南陽市	新地1丁目~3丁目	(徳山市)	新地町	新南陽市	<p>. 大字名・町名について</p> <p>【同一名称】</p> <p>同一名称については、区別ができるよう調整が必要である。</p> <p>A案：同一名称については、町名の前に冠をつけて表示することにより区別する。</p> <p>(例) 徳山市港町 1番 1号 ~ 周南市 <b>東港町</b> 1番 1号</p> <p>新南陽市港町 1番 1号 ~ 周南市 <b>西港町</b> 1番 1号</p> <p>B案：同一名称の変更を、最小限にするために、2市の内1市は現行のまま残し、1市のみ名称の変更を行う。</p> <p>C案：同一名称については、現行にこだわらず、新たな名称を検討する。</p> <p>【類似名称】</p> <p>A案：表示が 丁目と 町と区別されるので特に調整の必要はない。</p> <p>B案：一部名称が重なるところから、調整を検討することも考えられる。</p> <p>. 通称町名(小字名など)について</p> <p>-1案 通称町名(小字名)については、すでに<b>大字名で明確に区別</b>されていることから、特に調整を行わず、現行のまま新市に引継ぐ。 (現在、「下市・上市」などは、同一市町の中で複数存在しているが、特に、不都合ではない。)</p> <p>-2案 通称町名(小字名など)は、住民票に表示される住所に影響するものではないが、住民にとって身近な名称であり、区別する必要がある。</p> <p>a案：通称町名(小字名)の前に合併前の市又は町の名称等を入れる。</p> <p>徳山市大字久米字 院内 ~ 周南市大字久米字 <b>徳山院内</b></p> <p>熊毛町大字大河内字 院内 ~ 周南市大字大河内字 <b>熊毛院内</b></p> <p>b案：同一通称町名的一方又は、双方を新しい通称町名に変更する。</p>		<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) 7. その他【 町・字名(類似町名や同一の通称町名(小字名)を含む)は、原則として現行のとおりとする。 ただし、同一の町名については、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。】</p> <p><b>調整にあたっての基本的な考え方</b></p> <p>町・字名の変更は、住民登録、郵便など住民生活に重大な影響を及ぼすことから、新市発足時において支障のないよう調整しなければならない。 実施にあたっては、住民意向の集約や事前の届出、その他事務処理等相応の期間を要することを考慮する必要がある。</p>	
港町	徳山市・新南陽市												
千代田町	徳山市・新南陽市												
新地1丁目~3丁目	(徳山市)												
新地町	新南陽市												

## 町・字名の取扱いに関する主な法令等

### 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条

（市町村区域内の町又は字の区域）

- 第1項 政令で特別の定めをする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が、当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。
- 第2項 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。
- 第3項 第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる

### 解 釈

「町若しくは字の区域若しくはその名称を変更」することのうち「町若しくは字の名称を変更」する、とは、町又は字の区域を変更すると同時にその名称を変更する場合も含むのであって、単に従前の町又は字の名称を変更する場合に限られない。

市町村の区域内の町若しくはその名称を変更しようとする場合、当該市町村が指定都市以外の市において、その町若しくは字の名称中に「何市何区何町何丁目」のように「区」の文字を使用することはできない。

また、市町村の配置分合及び境界変更の際、字の区域及び名称を変更しないで旧市町村の字の区域及び名称とする場合には本条の手続きを要しない。なお、本条の「字」には、いわゆる字のみならず「小字」も含むと解される。また、本条の定める字区域の変更等の議案は、市町村長のみが提出することができる。

「慣行の現況」総括表

	徳山市 昭和10年10月15日市制施行	新南陽市 昭和45年11月1日市制施行	熊毛町 昭和31年9月30日町制施行	鹿野町 昭和15年11月3日町制施行
市・町章	徳山市章  昭和28年11月制定	新南陽市章  昭和45年11月制定	熊毛町章  昭和38年10月制定	鹿野町章  昭和38年3月制定
市・町民憲章	徳山市民憲章 わたくしたちは、自然と伝統に恵まれ、未来へ伸びゆく徳山の市民です。 産業経済の発展とかがり高い精神文化をもつ健康な理想都市徳山の建設をめざし、次のことを誓います。 1.力をあわせ、清潔で美しいまちをつくりましょう。 1.きまりを守り、平和で明るいまちをつくりましょう。 1.勤労をとうとび、豊かで楽しいまちをつくりましょう。 1.スポーツに親しみ、健康でたくましいまちをつくりましょう。 1.互いに助け合い、親切であたたかいまちをつくりましょう。 昭和43年10月制定	新南陽市民憲章 わたくしたち新南陽市民は、同じ地域に住む人びとのきずなを大切にし 助けあい 伸びゆく郷土とごやかな家庭をきずくため この憲章を定めます 1 きまりを守り 善意をもちよつて 平和な社会をつくります 1 若い力を伸ばし 教養を身につけ 文化のかがり高い郷土をつくります 1 自然を愛し 花と緑にかこまれた 美しい環境をつくります 1 勤労を尊び ものを大切に 豊かな家庭をつくります 1 スポーツやレクリエーションに 親しみ 健全な心とからだをつくります 昭和0年1月制定	熊毛町民憲章 わたくしたちは、「鶴といで湯のまち」熊毛町の町民です。 わたしたちのくらしと豊かな自然が調和したこの素晴らしいふるさとに誇りをもち、力を合わせ、新しい時代に向かってさらに前進するまちをきずくために、この憲章を定めます。 1 わたくしたちは、自然を愛し、花と緑の美しいまちをつくります 1 わたくしたちは、思いやりの輪を広げ、ふれあいのあるまちをつくります 1 わたくしたちは、働くよろこびをともし、夢のあるまちをつくります 1 わたくしたちは、スポーツや文化に親しみ、生きがいのあるまちをつくります 1 わたくしたちは、お互いの人権を尊重し、人間愛あふれるまちをつくります 平成9年3月制定	鹿野町民憲章 わたくしたちは、緑と水と伝統に恵まれた鹿野町を愛し、活力あふれる、明るく豊かな、住みよい町づくりをめざして、この町民憲章を定めます。 1 自然を愛し、美しいまちをつくります。 1 仕事に励み、伸びゆくまちをつくります。 1 文化を高め、うるおいのあるまちをつくります。 1 スポーツに親しみ、健やかなまちをつくります。 1 感謝の心を持ち、暖かいまちをつくります。 昭和60年6月制定
市・町民歌	徳山市民歌 昭和30年10月制定	新南陽市民歌 昭和45年11月制定	熊毛町民歌 昭和50年7月制定	鹿野町歌 昭和44年10月制定
市・町の花、木	市の花 サルビア 昭和46年4月制定 市の木 クスノキ 昭和46年4月制定	市の花 サルビア 昭和50年5月制定 市の木 クスノキ 昭和50年5月制定 市の花木 キンモクセイ 昭和50年5月制定	町の花 ヒロハドウダンツツジ 昭和51年7月制定 町の木 モッコク 昭和51年7月制定	町の花 シャクナゲ 昭和60年6月制定 町の木 スギ 昭和60年6月制定
都市宣言	安全都市宣言 昭和37年2月制定 福祉都市建設宣言 昭和48年4月制定 健康都市宣言 昭和51年4月制定 青少年健全育成都市宣言 昭和58年11月制定 生涯学習都市宣言 平成7年10月制定	安全都市宣言 昭和36年7月制定 非核平和都市宣言 昭和63年7月制定	安全都市の宣言 昭和37年3月制定	安全町宣言 昭和39年6月制定



項 目	徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会	《参考》中球磨 5 ケ町村合併協議会	《参考》岩手県大船渡市
合併関係市町村	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町（周南市）	免田町、上村、岡原村、須恵村、深田村（あさぎり町）	大船渡市、三陸町
合併の方式	新設合併	新設合併	編入合併
合併の期日	平成 15 年 4 月 21 日	平成 15 年 4 月 1 日（総務大臣告示終了）	平成 13 年 11 月 15 日
設置期間	新市建設計画の計画期間、地域の実情等に配慮し 10 年間とする。	地域審議会の設置期間は、町村の合併の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。	審議会の設置期間は、平成 13 年 11 月 15 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。
地域審議会の設置に関する諸事項	所掌事務	<p>1. 地域審議会は、新町の関係区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、町長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。</p> <p>(1) 新町建設計画の変更に関する事項 (2) 新町建設計画の執行状況に関する事項 (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項 (4) 新町の基本構想の作成及び変更に関する事項 (5) その他町長が必要と認める事項</p> <p>2. 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べることができる。</p>	<p>審議会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設置区域に係る合併建設計画の変更及び執行状況、ふるさと創生基金の用途並びにその他市長が必要と認める事項に関し、市長の諮問に応じて審議し、答申すること。 (2) 設置区域に係る建設計画の執行状況及び必要と認める事項に関し、市長に意見を述べること。</p>
	組 織	<p>必要な事項を十分に審議できるよう、委員数は、過少、過大とならないように配慮し、他市の例等を参考に 15 名以内とする。</p> <p>委員構成は、公共的団体等の代表者、学識経験者及び公募による者とし、それぞれ概ね 5 名程度とする。</p>	<p>1. 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。 2. 委員は、設置区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。 (1) 公共的団体の役職員 (2) 学識経験者 (3) 公募により選任された者 3. 前項第 3 号の委員の人数は 3 人以内とする。</p>
	任 期	<p>任期については、各自治体が設置する他の審議会等の例（単年度又は複数年度にわたるケースでは 2 年程度）に鑑み、2 年とする。但し、同一の者が継続することが望ましい場合もあり、再任は妨げないものとする。</p>	<p>1. 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2. 委員は再任されることができる。</p>

項 目	徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会	《参考》中球磨5ヶ町村合併協議会	《参考》岩手県大船渡市	
地域審議会の設置に関する諸事項	会長及び副会長	地域の実情に即した地域審議会運営を図るため、委員の互選により会長、副会長を定める。  会長、副会長は、それぞれ1名ずつとする。	1. 地域審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。 2. 会長は会議を総理し、地域審議会を代表する。 3. 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。	1. 審議会に会長及び副会長を2人置き、委員の互選とする 2. 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。 3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を行う。
	会 議	地域審議会は、地方自治法に基づく長の附属機関であることから、新市の長が招集することとする。  <u>しかしながら、地域審議会の自主・自立性を確保するため、委員による会議開催請求を可能にするるとともに、会長が議事進行を行うこととする。</u>  新市建設計画の進捗状況等を踏まえた審議を行うことから、少なくとも毎年度（1回以上）開催することとする。	1. 地域審議会は、町長が招集する。 2. 地域審議会は、毎年2回以上開催するものとする。また地域審議会の委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。 3. 地域審議会は委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。 4. 地域審議会の議長は、会長をもって充てる。 5. 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を地域審議会に出席させ、意見を述べさせることができる	1. 審議会は、会長が招集する。 2. 会長は、会議の議長となる。 3. 審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 4. 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 5. 審議会は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮ったうえで、公開しないことができる。
	庶 務	各地域の実情に応じた対応に努めるため、本庁及び各総合支所が当たることとする。	地域審議会の庶務は、総務を担当する課において処理する。	審議会の庶務は、大船渡市三陸支所において処理する。
	雑 則	<u>地域審議会の自主・自立性を確保するため、その他必要な事項は、会長が会議に諮って定めることとする。</u>	地域審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が地域審議会に諮り、これを定める。	この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

【地域審議会について】

合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために、合併前に関係市町間の協議により、旧市町の区域を単位として、必要な区域に地域審議会を置くことができます。

地域審議会は、新市における関係区域に関する事務について、新市の長の諮問に応じて、または必要に応じて、意見を述べることになります。

また、新市の長は、新市建設計画を変更しようとするときには、地域審議会が置かれている場合には、その意見を聞かなければならないこととされています。

手続き他

合併前の関係市町間の協議で設置します。

協議事項は、次のとおりです。

- ・ 設置する期間、区域
- ・ 地域審議会の組織
- ・ 構成員の定数、任期、任免
- ・ その他必要な事項

協議は関係市町の議会の議決を経て成立します。成立した場合は、その内容を告示しなければなりません。

協議して定めた内容を合併後に変更しようとするときは、新市の条例で定めなければなりません。

- 地域審議会を設置した事例 -

・ 岩手県大船渡市・・・平成 13 年 11 月 15 日、三陸町を吸収合併し、旧三陸町の区域を対象に設置

・ 熊本県免田町、上村、岡原村、須恵村、深田村・・・平成 15 年 4 月 1 日に合併予定（総務大臣告示終了）全ての町村の区域ごとに設置

地域審議会に関する主な法令等

地方自治法 138 条の 4 第 3 項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として、自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。（後略）

合併特例法第 5 条第 8 項

第 6 項の規定（議会の議決を経て新市建設計画の変更ができる旨）により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第 5 条の 4 第 1 項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。

合併特例法第 5 条の 4 第 1 項

- 1 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会を置くことができる。
- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前 2 項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第 2 項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。